

# 品川区教育委員会非常勤職員取扱要綱

制定 令和2年4月1日 教育長決定 要綱第3号

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年12月品川区条例第29号）および品川区教育委員会非常勤職員規則（昭和40年7月品川区教育委員会規則第9号）に定めがあるものを除くほか、品川区に勤務する非常勤職員の任用等に関し必要な事項を定める。

## (職および職務内容)

**第2条** 職員の職および職務内容は、別表のとおりとする。

## (任用)

**第3条** 職員の任用に際し、所属長は、任用調書（第1号様式）を添付のうえ、職員を任用しようとする日の20日前までに、教育次長に任用申請を行うものとする。  
2 任用に当たっての基準は、別表のとおりとする。

## (任期)

**第4条** 職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が別に定める。

## (分限、服務等)

**第5条** 分限および服務等については、品川区教育委員会非常勤職員規則の定めるところによる。

## (勤務時間等)

**第6条** 職員の勤務の形態は週29時間以内とし、1日の勤務時間は休憩時間を除き7時間45分以内とする。  
2 職員の勤務日および勤務時間は、別表のとおりとする。  
3 職員の休憩時間は、正規職員の例による。

## (報酬等)

**第7条** 報酬の額は、別表のとおりとする。

## (災害補償)

**第8条** 職員に対する公務上の災害または通勤による災害に対する補償は、労働者災

害保険法（昭和22年法律第50号）および特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）の定めるところによる。

**（委任）**

**第9条** この要綱に定めるもののほか、職員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

**別表（第3条、第4条、第7条および第8条関係）**

職	職務内容	任用基準	勤務日・勤務時間	報酬額
教育訟務員	教育行政に関する法律相談および品川区教育委員会に関する訴訟事件の調査に関する職務等	弁護士の資格を有し、行政に関し豊富な知識を有する者	必要のある日・時間	月額 100,000円
産業医（教育）	労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第14条および第15条の規定にする職務	医師の資格および産業資格を有する者	月12時間および必要のある日・時間	月額 216,000円

**付 則**

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。